

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	: Y-ハッテン
農薬登録番号	: 登録第 21897 号
推奨用途および使用上の制限	: 農薬（展着剤）。農薬登録範囲外の使用は不可。
会社名	: 協友アグリ株式会社
住 所	: 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 6 番 1 号 山万ビル 11 階
担当部署	: 内部統制・RC 推進部
電話番号	: 03-5645-0700
FAX 番号	: 03-3639-5299
メールアドレス	: info@kyoyu-agri.co.jp
WEB サイト	: https://www.kyoyu-agri.co.jp/

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理的危険性	爆発物	分類できない	
	可燃性ガス	区分に該当しない	
	エアゾール	分類できない	
	酸化性ガス	区分に該当しない	
	高圧ガス	区分に該当しない	
	引火性液体	区分 3	
	可燃性固体	区分に該当しない	
	自己反応性化学品	分類できない	
	自然発火性液体	分類できない	
	自然発火性固体	区分に該当しない	
	自己発熱性化学品	分類できない	
	水反応可燃性化学品	分類できない	
	酸化性液体	分類できない	
	酸化性固体	区分に該当しない	
	有機過酸化物	分類できない	
	金属腐食性化学品	分類できない	
	鈍性化爆発物	分類できない	
	健康有害性	急性毒性 (経口)	区分に該当しない
		急性毒性 (経皮)	区分に該当しない
		急性毒性 (吸入: 気体)	分類できない
急性毒性 (吸入: 蒸気)		分類できない	
急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト)		分類できない	
皮膚腐食性/刺激性		区分 2	
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性		区分 1	
呼吸器感作性	分類できない		

皮膚感作性	区分に該当しない
生殖細胞変異原性	分類できない
発がん性	分類できない
生殖毒性	区分2
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分1 (全身毒性、中枢神経系)
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	区分3 (気道刺激性)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分1 (血液系)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	区分2 (肝臓、脾臓、呼吸器)
誤えん有害性	分類できない
環境有害性	
水生環境有害性 短期 (急性)	区分1
水生環境有害性 長期 (慢性)	区分1
オゾン層への有害性	分類できない

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP)	: 危険
危険有害性 (GHS JP)	: 引火性液体及び蒸気 (H226) 皮膚刺激 (H315) 重篤な眼の損傷 (H318) 呼吸器への刺激のおそれ (H335) 生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い (H361) 臓器の障害 (全身毒性、中枢神経系) (H370) 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (血液系) (H372) 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ (肝臓、脾臓、呼吸器系) (H373) 水生生物に非常に強い毒性 (H400) 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性 (H410)

注意書き (GHS JP)

安全対策	: 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201) 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202) 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。 禁煙。(P210) 容器を密閉しておくこと。(P233) 容器を接地しアースをとること。(P240) 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241) 火花を発生させない工具を使用すること。(P242) 静電気放電に対する措置を講ずること。(P243) 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。 (P260) 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264) この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270) 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271) 環境への放出を避けること。(P273)
------	--

- 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)
- 応急措置 : 皮膚に付着した場合：多量の水で洗うこと。(P302+P352)
皮膚（又は髪）に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)
吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
直ちに医師に連絡すること。(P310)
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
特別な処置が必要である(このラベルの補足的な応急措置の説明を見よ)。(P321)
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。(P332+P313)
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。(P362+P364)
火災の場合：消火するために...を使用すること。(P370+P378)
漏出物を回収すること。(P391)
- 保管 : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
施錠して保管すること。(P405)
- 廃棄 : 内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

成分および含有量:

化学名または一般名	CAS 番号	濃度 (%)	官報公示整理番号	
			化審法番号	安衛法番号
ポリオキシアルキレンアルキルエーテル	68439-51-0	30.0	7-97	7-97
有機溶剤、水等	非公開	残	—	—

危険有害性物質情報:

化学名または一般名	CAS 番号	濃度 (%)	PRTR 法	安衛法	毒劇法
ポリオキシエチレンアルキルエーテル	68131-39-5	2 未満	第1種に該当	該当せず	該当せず
イソプロピルアルコール	67-63-0	20	該当せず	表示対象に該当 通知対象に該当	該当せず

4. 応急措置

応急措置

- 吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。気分が悪い場合、身体に異常を感じた場合には医師の診断/手当てを受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類を脱ぎ、付着又は接触部を多量の水と石けんで洗浄する。皮膚刺激または発疹が生じた場合は、医師の診断/手当てを受ける。
- 眼に入った場合 : 水で数分間注意深く洗う。コンタクトレンズを着用していて容易にはずせる場合は外す。その後も洗浄を続ける。眼の刺激が続く場合は医師の診断/手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 : 口を水で十分にゆすぎ、直ちに医師の診断/手当てを受ける。無理に吐き出させない。
- 応急措置をする者の保護 : 救助の際は保護具を着用する。換気が不十分な場合は呼吸用保護具を着用する。取扱い後は手、腕、顔を洗う。

医師に対する特別な注意事項

- 医師に対する特別な注意事項 : 情報なし
- その他の医学的アドバイスまたは治療 : 情報なし

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 霧状水、粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、乾燥砂
- 使ってはならない消火剤 : 棒状注水
- 火災時の危険有害性分解生成物 : 混触危険物質(「10.安定性及び反応性」参照)に留意して、適切な冷却手段にて容器を冷却する。燃焼ガス及び又は分解ガスには、刺激性、腐食性及び又は毒性のガスが含まれるおそれがある。火災の際は有害なガス(「10.安定性及び反応性」参照)が発生し、めまいや窒息や健康被害を引き起こすおそれがある。消火水中に有害物が含まれ、環境や生物に影響を与えることがある。
- 特有の消火法 : 火災発生場所より退避させる。火災の場合、安全に対処できるならば漏えいを止める。適当な距離から注意して消火する。
- 消火時の保護具 : 適切な保護具、防火服/防災服/耐火服を着用する。換気が不十分な場合は呼吸用保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

非緊急対応者

応急処置 : 区域より退避する。不要な職員を退避させる。消防署、環境当局に通知する。

緊急対応者

保護具 : 適切な保護具（「8.ばく露防止及び保護措」参照）を着用して、飛沫等の眼や皮膚への付着や、粉じん、ミスト、蒸気の吸入をしないようにする。

環境に対する注意事項

環境に対する注意事項 : 漏出物や洗浄水等が河川、下水等に流出し、環境へ影響を与えないように措置する。下水道や公共用水域への流出を防ぐ。流出した場合は、行政に通知する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 漏出物を乾燥砂、ウェス等に吸収させ、密封できる容器に回収する。その後、汚染された場所を水で洗う。大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理する。

二次災害の防止策 : すべての着火源(熱/火花/裸火/高温表面/静電気放電など)を取り除く。排水溝、下水溝、地下室、くぼ地あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 : 全ての漏れを避け、密閉された、特別な装置を使う。換気の良い場所で取り扱う。屋内で取り扱う場合は局所排気、全体換気を行う。取扱い時には火気を遠ざけ、静電気対策を講じる。

安全取扱注意事項 : 粉じん/ミスト/蒸気の吸入を避ける。眼、皮膚、衣類に付けない。指定された個人保護具を着用する。十分に換気し、粉じん/蒸気の濃度を最小限に抑える。静電気の発生を防止する。

接触回避 : 混触危険物質（「10 安定性及び反応性」参照）から離しておく。

衛生対策 : この製品を使用する時は、飲食または喫煙をしない。汚染された作業衣は作業場から出さない。再使用する場合は、洗濯をする。取扱い後は眼、手、顔を洗い、うがいをする。

保管

安全な保管条件 : 容器を密閉し、直射日光を避け、乾燥した換気のよい冷暗所に保管する。容器の移し替え、容器の再利用は行わない。食品や飼料と切離し、小児の手の届かない所に保管する。

安全な容器包装材料 : 破損や漏れの無い密閉可能な容器を使用する。国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

イソプロピルアルコール (CAS 番号: 67-63-0)	
厚生労働省 (管理濃度)	【管理濃度】200 ppm 平成 16 年 10 月 1 日改正、平成 17 年 4 月 1 日から適用 (昭和 63 年 9 月 1 日告示)
日本産業衛生学会	【最大許容濃度】400 ppm (980 mg/m ³) 【提案年】1987
ACGIH	TWA 200 ppm, STEL 400 ppm 【提案年】2001

設備対策 : 作業場の十分な換気を確保する。屋内使用の場合、装置を密閉化し、局所排気装置又は全体排気装置を設置する。取り扱い場所の近くに、シャワー・洗眼器を設置することが望ましい。

保護具

呼吸用保護具 : 防じんマスク、農薬用マスク、防毒マスク等
 手の保護具 : 不浸透性保護手袋
 眼の保護具 : ゴーグル型保護眼鏡
 皮膚及び身体の保護具 : 個人用保護具(PPE)は、適切な保護具を使用する。帽子、靴、合羽等を含む適切な不浸透性保護衣を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 粘稠液体
 色 : 無色透明
 臭い : データなし
 pH : 4.81
 融点 : データなし
 凝固点 : データなし
 沸点 : データなし
 引火点 : 27.6℃ (密閉式)
 自然発火点 : データなし
 分解温度 : データなし
 可燃性 : データなし
 蒸気圧 : データなし
 相対密度 : 0.95 (比重 20℃)
 密度 : データなし
 相対ガス密度 : データなし
 溶解度 : 水: 可溶
 n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow) : データなし
 爆発限界 (vol %) : データなし
 粘性率 : 粘度 21 mPa · s (20℃)
 動粘性率 : データなし
 粒子サイズ : データなし
 粒径分布 : データなし
 粒子形状 : データなし

粒子アスペクト比 : データなし
粒子比表面積 : データなし

10. 安定性及び反応性

反応性 : 情報なし
化学的安定性 : 通常の保管条件下で安定
危険有害反応可能性 : 情報なし
避けるべき条件 : 情報なし
混触危険物質 : 情報なし
危険有害な分解生成物 : 知られていない。燃焼すると有害なガス(CO、NOX等)が発生する可能性がある。

11. 有害性情報

急性毒性(経口) : LD₅₀(ラット): 雌雄: >2,000 mg/kg
GHS分類: 区分に該当しない

急性毒性(経皮) : LD₅₀(ラット): 雌雄: >2,000 mg/kg
GHS分類: 区分に該当しない

急性毒性(吸入) : 製品: データなし
GHS分類: 分類できない

皮膚腐食性/刺激性 : 中等度の刺激性(ウサギ)
GHS分類: 区分2

眼に対する重篤な
損傷性/眼刺激性 : 強度の刺激性(ウサギ)
GHS分類: 区分1

呼吸器感作性または
皮膚感作性 : 皮膚感作性なし(モルモット)
GHS分類: 区分に該当しない

生殖細胞変異原性 : 製品: データなし
GHS分類: 分類できない

発がん性 : 製品: データなし
GHS分類: 分類できない

生殖毒性 : 製品: データなし
区分2に分類されるイソプロピルアルコールを20%含有するので
区分2とした。
GHS分類: 区分2

特定標的臓器毒性
(単回ばく露) : 製品: データなし
区分1(全身毒性、中枢神経系)に分類されるイソプロピルアルコ
ールを20%含有するので区分1(全身毒性、中枢神経系)とした。
GHS分類: 区分1(標的臓器: 全身毒性、中枢神経系)

特定標的臓器毒性
(単回ばく露) : 製品: データなし
区分3(気道刺激性)に分類されるイソプロピルアルコールを20%
含有するので区分3(気道刺激性)とした。
GHS分類: 区分3(標的臓器: 気道刺激性)

特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 製品: データなし 区分 1 (血液系) に分類されるイソプロピルアルコールを 20%含有するので区分 1 (血液系) とした。 GHS 分類: 区分 1 (標的臓器: 血液系)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	: 製品: データなし 区分 2 (肝臓、脾臓、呼吸器) に分類されるイソプロピルアルコールを 20%含有するので区分 2 (肝臓、脾臓、呼吸器) とした。 GHS 分類: 区分 2 (標的臓器: 肝臓、脾臓、呼吸器)
誤えん有害性	: 製品: データなし GHS 分類: 分類できない

12. 環境影響情報

生態毒性

水生環境有害性 短期 (急性)	: GHS 分類: 区分 1
急性魚毒性	: 96 時間 LC ₅₀ (コイ) : 4.27 mg/L
ミジンコ遊泳阻害毒性	: 48 時間 EC ₅₀ (オオミジンコ) : 3.94 mg/L
藻類生長阻害毒性	: 72 時間 ErC ₅₀ (緑藻) : 0.822 mg/L
水生環境有害性 長期 (慢性)	: GHS 分類: 区分 1
慢性水生毒性	: NOEC (緑藻) : 0.4 mg/L
残留性・分解性	: データなし
生体濃縮性 (BCF)	: データなし
土壤中の移動性	: データなし

オゾン層への有害性

オゾン層への有害性	: 製品: データなし オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(改訂版)リストに記載なし GHS 分類: 分類できない
その他の有害な影響	: データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 使用残農薬及び付着農薬を除去した空容器を廃棄する場合は、次のいずれかの方法で適切に処理する。 <ul style="list-style-type: none">・農家等使用残農薬及び空容器の排出事業者自身で、許可を受けた廃棄物処理業者に処理を委託する。・市町村が回収・処分しているところでは、定められた方法に従う。・使用残農薬及び空容器を地域共同で適正に回収処分する体制が確立しているところは、そのシステムで処分する。
汚染容器及び包装	: 空容器を廃棄する場合は、内容物を除去した後に適切に処理する。使用済み容器及び散布器具等の洗浄液は農薬散布液調製に用いるなど、圃場内で処理する。

14. 輸送上の注意

国際規制	:
------	---

国連分類	: Class 3
国連番号	: UN1993
品名 (国連輸送名)	: その他の引火性液体 (他の危険性を有しないもの) (イソプロパノール) FLAMMABLE LIQUID, N. O. S. (isopropanol mixture)
容器等級	: PG III
海洋汚染物質	: P
国内規制	: 輸送に関する国内法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。
輸送の特定の安全対策および条件	: 輸送前に容器の破損、腐食、漏れ等がないことを確認する。転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。車輛、船舶には保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を備える他、緊急時の処理に必要な消火器、工具などを備えておく。

15. 適用法令

農薬取締法	: 登録第 21897 号
消防法 危険物	: 第 4 類引火性液体、第二石油類水溶性液体 (法第 2 条第 7 項危険物別表第 1・第 4 類)
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 (化審法)	: 優先評価化学物質 (法第 2 条第 5 項) α -アルキル (C=12~15) - ω -ヒドロキシポリ (オキシエチレン) (数平均分子量が 1,000 未満のものに限る。) (通し番号: 189) を含有する。 イソプロピルアルコール (通し番号: 102) を含有する。
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化学物質排出把握管理促進法) (PRTR 法) (化管法)	: 第 1 種指定化学物質 (法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1) ポリ (オキシエチレン) エアルキルエーテル (アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る。) (政令番号: 1-407) を 2% 未満含有する。
労働安全衛生法 (安衛法)	: 名称等を表示すべき危険物及び有害物 (法第 57 条第 1 項、施行令第 18 条第 1 号、第 2 号別表第 9) プロピルアルコール (政令番号: 494) を 20% 含有する。 (別名イソプロピルアルコール) 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 第 1 号、第 2 号別表第 9) プロピルアルコール (政令番号: 494) を 20% 含有する。 (別名イソプロピルアルコール) 第 2 種有機溶剤等 (施行令別表第 6 の 2・有機溶剤中毒予防規則第 1 条第 1 項第 4 号) イソプロピルアルコール (施行令別表第 6 の 2 第 3 号) 危険物・引火性の物 (施行令別表第 1 第 4 号)
毒物及び劇物取締法 (毒劇法)	: 該当せず
船舶安全法	: 危規則 船舶による危険物の運送基準等を定める告示 別表第 1 有害性物質
航空法	: 告示別表第 1 その他の有害物件
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法) (廃棄物処理法)	: 産業廃棄物 (法第 2 条第 4 項、施行令第 2 条)

16. その他の情報

記載内容の取扱い

記載内容は、現時点で入手できた資料、情報に基づいて作成していますが、含有量、物理化学的性質、危険・有害性に関しては、いかなる保証をなすものではなく、品質を特定するものでもありません。また、注意事項は通常取扱いを対象としたもので、特殊な取扱いの場合には用途・用法に適した安全対策を実施の上、利用してください。

中毒した時の緊急連絡先

(公財)日本中毒情報センター (事故に伴い急性中毒のおそれがある場合に限る)

中毒110番

	一般市民専用 (情報無料)	医療機関専用 (情報有料)
大阪 (365日 24時間対応)	072-727-2499	072-726-9923
つくば (365日 9-21時対応)	029-852-9999	029-851-9999